

佐久市家賃支援給付金よくある質問

VER.1

番号	質問	回答
1	申請はいつまでできますか。	令和3年1月15日までとなります。ただし、予算額に達した時点で給付金を終了する場合がございますのでご了承ください。
2	インターネット環境がない場合、どうしたらよいですか。	本庁商工振興課または各支所経済建設係で様式をお渡しできます。移動手段がない場合は、様式を郵送でお送りしますので、商工振興課(62-3265)までご連絡ください。ご住所、氏名を伺わせていただき、郵送いたします。
3	国家賃支援金の給付決定通知が届かない場合でも、申請できるか。	国家賃支援給付金の支給を受けた事業所が対象となりますので、支払いを受けたことがわかる書類(通知または通帳の写し等)の添付をお願いします。
4	事業主は佐久市内に住んでいる一方で事業所は佐久市外にあるが、給付対象となるか。	要領第3条第1項第2号において、市内に事業所を有し、引き続き事業継続の意思があることとされており、市内で事業活動が営まれていないため、給付対象となりません。逆に、事業主は佐久市外に住んでおり、事業所が佐久市内にある場合は給付対象となります。
5	本社が佐久市外にあり、支店が佐久市内にある。申請者名は本社名でよいか。	市内の事業所に対し、給付しますので、申請者名は本社名でなく、支店名(佐久市内の事業所名)としてください。なお、代表者名も支店長名等、印も本社印でなく、支店等の印としてください。
6	家賃の定義について	土地・建物における賃料、共益費、管理費となります。(国家賃支援給付金と同じ範囲)
7	事業者の定義について	国家賃支援給付金に規定する個人事業者(事業を行う個人)又は中小法人をいいます。
8	これから設立する中小法人(個人事業者)も対象となるか。	国家賃支援給付金では、令和2年3月までに設立(開業)した法人等(個人事業者)が対象となりますので、市佐久市家賃支援給付金についても、令和2年3月までに設立(開業)すれば対象となります。
9	「令和2年1月～12月までの間において、他の家賃支援等を受けている事業者については、給付金額を減額する」の意味について	国・市等の給付金の合計が申請者の家賃負担額を上回るのを防ぐため、国家賃支援金給付額、その他支援金額、佐久市家賃支援金額の合計が家賃金額の6か月分を超えないよう、佐久市家賃支援金を減額して調整します。
10	給付金の支払いは申請してからどのくらいかかりますか。	書類に不備等がない場合、およそ2週間程度でお振込みしております。